



島根県報

令和3年3月31日（水）

号外第42号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

漁船法施行細則の一部を改正する規則	(水 産 課)	2
島根県沿岸漁業改善資金貸付規則を廃止する規則	(〃)	3
島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則	(〃)	3
遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(〃)	4
新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則	(〃)	4
水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則	(〃)	4

【告 示】

島根県沿岸漁業改善資金貸付基準の廃止	(水 産 課)	4
島根県水産業普及員設置要綱の一部改正	(〃)	5
島根県資源管理方針の変更	(〃)	5
知事管理漁獲可能量の設定（2件）	(〃)	16
コイの持出しの禁止に係る水系の範囲	(〃)	18

【訓 令】

漁業監督吏員服務規程の一部改正	(水 産 課)	18
-----------------	---------	----

【漁調委指示】

船舶を錨止めして行う釣りの禁止		18
-----------------	--	----

【内水面漁管委告示】

令和3年度水産動植物の目標増殖量		19
------------------	--	----

【内水面漁管委指示】

コイの持出しの禁止及び放流等の制限		20
-------------------	--	----

公布された条例等のあらまし

◇漁船法施行細則の一部を改正する規則（規則第50号）

- 1 規則の概要
令和3年度組織改正に伴う規定の整理（第2条・様式第9号関係）
- 2 施行期日
令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県沿岸漁業改善資金貸付規則を廃止する規則（規則第51号）

- 1 規則の概要
島根県沿岸漁業改善資金貸付規則は、廃止することとした。
- 2 施行期日
令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第52号）

- 1 規則の概要
新規漁業着業支援運転資金及び長期漁船建造資金に係る融資利率を改めることとした。（別表関係）
- 2 施行期日
令和3年4月1日から施行することとした。

◇遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第53号）

- 1 規則の概要
令和3年度組織改正に伴う規定の整理（第3条関係）
- 2 施行期日
令和3年4月1日から施行することとした。

◇新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第54号）

- 1 規則の概要
令和3年度組織改正に伴う規定の整理（第15条関係）
- 2 施行期日
令和3年4月1日から施行することとした。

◇水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（規則第55号）

- 1 規則の概要
令和3年度組織改正に伴う規定の整理（第18条関係）
- 2 施行期日
令和3年4月1日から施行することとした。

規

則

漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第50号

漁船法施行細則の一部を改正する規則

漁船法施行細則（昭和39年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第2条中「水産事務所」を「農林水産振興センター」に改める。

様式第9号中「松江・浜田水産事務所長」を「東部・西部農林水産振興センター所長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第51号

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則を廃止する規則

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年島根県規則第77号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による廃止前の島根県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下この項において「旧規則」という。）第8条第1項の規定により貸付けの決定を受けた沿岸漁業改善資金のうち、この規則の施行の際現に償還が完了していないものについては、旧規則第6条第5項及び第6項並びに第11条から第13条までの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧規則第11条及び第12条	水産事務所等の長	農林水産振興センター又は隠岐支庁の長
旧規則様式第6号	氏名又は名称 及び代表者名	氏名又は名称 及び代表者名
旧規則様式第7号	島根県知事	島根県知事

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第52号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表新規漁業着業支援運転資金の項中「1.55パーセント」を「1.45パーセント」に改め、同表長期漁船建造資金の項中「0.5パーセント」を「0.8パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の知事の認定に係る融資について適用し、同日前の知事の認定に係る融資については、なお従前の例による。

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第53号

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「水産事務所」を「農林水産振興センター」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第54号

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則（平成17年島根県規則第99号）の一部を次のように改正する。

第15条中「水産事務所長」を「農林水産振興センター所長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第55号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（平成20年島根県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第18条中「水産事務所」を「農林水産振興センター」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第224号

島根県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和54年島根県告示第1002号）は廃止し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第225号

島根県水産業普及員設置要綱（平成17年島根県告示第420号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第3条中「水産課」を「沿岸漁業振興課」に、「松江水産事務所、浜田水産事務所」を「東部農林水産振興センター、西部農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第226号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、島根県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県資源管理方針

令和2年12月25日 公表

令和3年3月22日 変更

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、近年の生産量で約12万トン、生産額は約198億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約2,500人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、持続的な利用を確保していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に行う責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面における資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を行うよう要請するものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の漁業者及び漁業関係団体による要望並びに知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が図られ、漁業者及び漁業関係団体の理解が十分に得られたものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、同項の規定により認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導するものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量等の漁獲状況に関する情報は、資源状況及び環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の報告は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定により漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）及び漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても実施が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び関係都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者、漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び島根県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 島根県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源について少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-5 するめいか」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県まあじ中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第70条第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 島根県まあじその他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（島根県まあじ中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量（留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量）を直近の5か年（管理年度）の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて

決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能性が変更された場合について準用する。

第4 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能性による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能性の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県まいわし中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 島根県まいわしその他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（島根県まいわし中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量（留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量）を直近の5か年（管理年度）の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状

況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県くろまぐろ(小型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する定置漁業(法第60条第3項に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則(令和2年島根県規則第93号)第4条第1項第11号に規定する小型定置漁業及び法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業(定置網を使用するものであって、平成26年から平成28年までの間にくろまぐろ(小型魚及び大型魚)の漁獲実績を有するものに限る。)をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 島根県くろまぐろ(小型魚) 沿岸くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する沿岸くろまぐろ漁業(日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づき日本海・九州西広域漁業調整委員会会長が承認した沿岸くろまぐろ漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 島根県くろまぐろ(小型魚) その他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業（島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業及び島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね3パーセントを留保枠とし、残りを平成22年から平成24年までの漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。ただし、資源評価に用いるデータの収集への配慮のため上乗せして配分された数量については、当該データ収集に関わる漁業を対象とする知事管理区分に配分するものとする。
- 2 留保枠については、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、必要とする知事管理区分に配分するものとする。
- 3 農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合は、追加された数量を留保枠に加えるものとする。
- 4 3の規定にかかわらず、数量の融通の結果、漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県くろまぐろ(大型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 島根県くろまぐろ(大型魚) 沿岸くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 島根県くろまぐろ(大型魚) その他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業(島根県くろまぐろ(大型魚) 定置漁業及び島根県くろまぐろ(大型魚) 沿岸くろまぐろ漁業の管理区分に係るものを除

く。)

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね5パーセントを留保枠とし、残りを平成26年から平成28年までの漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。
- 2 留保枠については、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、必要とする知事管理区分に配分するものとする。
- 3 農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合は、追加された数量を留保枠に加えるものとする。
- 4 3の規定にかかわらず、数量の融通の結果、漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県するめいか漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、4,930隻とする。

島根県告示第227号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量

令和3年3月31日 公表

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

78.5トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	20.7トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	54.5トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	0.8トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

23.3トン

2 知事管理漁獲可能量

島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業区分に係る知事管理漁獲可能量は、22.1トンとする。

島根県告示第228号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量

令和3年3月31日 公表

するめいかに関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

現行水準

2 知事管理漁獲可能量

島根県するめいか漁業区分に係る知事管理漁獲可能量は、現行水準とする。

島根県告示第229号

令和3年島根県内水面漁場管理委員会指示第3-2号に基づき、コイの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。

コイの持出しの禁止に係る水系の範囲（令和2年島根県告示第210号）は、廃止する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 斐伊川水系河川の本流及び支流（布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから上流を除く。）
- 2 十間川水系河川の本流、支流及び神西湖
- 3 堀川水系河川の本流及び支流
- 4 高津川水系河川の本流及び支流
- 5 江の川水系河川の本流及び支流（八戸ダムから上流を除く。）
- 6 静間川水系河川の本流及び支流（三瓶ダムから上流を除く。）

訓 令

島根県訓令第9号

農林水産部
支 庁
水産事務所

漁業監督吏員服務規程（昭和25年島根県訓令第33号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

「農 林 水 産 部
受訓先を 支 庁 に改める。

農林水産振興センター」

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根海区漁業調整委員会指示第3-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、船舶を錨止めして行う釣りについて、次のとおり指示する。

令和3年3月31日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1 制限の内容

島根県出雲市大社町トモ島の最高頂点を中心として半径1,500メートルの線によって囲まれる海域（出雲市大社町日御碕神社浜の鳥居南端、同町小亀島最高頂点及び神戸川河口中央の各点を順次に直線で結んだ線とトモ島最高頂点を中心として半径1,500メートルの線とによって囲まれる小亀島東側の扇型海域を除く。）において漁業者及び遊漁者は船舶（ゴムボート及び手こぎボートを含む。）を錨止めして釣りを行ってはならない。ただし、毎年6月15日から10月31日までの期間内について、島根海区海面利用協議会会長の承認をあらかじめ受けた場合は、この限りでない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

内水面漁業管理委員会告示

島根県内水面漁場管理委員会告示第1号

第五種共同漁業権に係る令和3年度水産動植物の目標増殖量は、次のとおりである。

令和3年3月31日

島根県内水面漁場管理委員会会長 門 脇 幹 男

1 水産動植物の放流量

魚種 放流量	あゆ	うなぎ	ふな	すずき	やまめ	わかさぎ	えび	もくずがに
	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	卵	(kg)	(千尾)
河川名	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)		(kg)
内共第1号 宍道湖		22	80					
		650	2,000			2,100	200	
内共第2号 斐伊川	237	10	10		69			1.2
	1,550	350	175		1,510			30
内共第3号 神戸川	648	13	4	1	51			8.3
	3,500	500	40	10	940			330
内共第4号 神西湖		4	6					3
		50	60				10	40
内共第5号 江の川	1,800	12		5	4			0.4
	10,000	400		250	320			50
内共第6号 八戸川	399	4			25			
	2,810	60			32			
内共第7号 周布川	90	3			17			
	800	50			700			
内共第8号 三隅川	110	3			3			1
	517	50			84			50
内共第9号 高津川	800	2			90			10
	3,200	100			1,800			1

総 計	4,084	72	100	6	259			23.9
	22,377	2,210	2,275	260	5,386	2,100	210	501

2 産卵場の造成面積

(単位：㎡)

免許番号 河 川 名	魚 種	あゆ	うぐい	おいかわ (はえ)	こい
内共第2号 斐伊川			55		9
内共第3号 神戸川		6,500			
内共第5号 江の川				3,000	
内共第9号 高津川		3,000		500	

内水面漁業管理委員会指示

島根県内水面漁場管理委員会指示第3-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示する。ただし、採捕したコイをその場で放流する場合は、この限りでない。

令和3年3月31日

島根県内水面漁場管理委員会会長 門 脇 幹 男

1 制限の内容

(1) コイの持出しの禁止

ア 公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると島根県知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合又は次に掲げる場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(7) 公的研究機関による試験研究又は疾病検査の用に供する場合

(4) 焼却、埋却等処分する場合

(7) 食用に供する場合

イ 島根県知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) コイの放流等の制限

ア 公共用水面等に放流するコイは、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、次のいずれにも該当するものでなければならない。

(7) コイヘルペスウイルス病に汚染された水域に生息していたコイでないこと。

(4) コイヘルペスウイルス病に汚染された水域に生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

(7) PCR法又はLAMP法による検査でコイヘルペスウイルス病に汚染されていないことが確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。